

報道関係者各位

令和7年4月22日

令和7年度固定資産税納税通知書の誤送付について

令和7年度固定資産税納税通知書において、送付誤りがあったことが判明しましたので、報告します。

1. 判明した経緯

令和6年中に売却・所有権移転登記を完了した物件が課税された納税通知書が届いたという市民からの連絡があり、調査の結果、納税通知書の送付誤りが判明しました。

2. 原因

3月上旬に令和7年度固定資産税納税通知書を印刷した後、課税データの一部を修正しました。本来は、課税データ修正後の納税通知書に差し替えすべきところ、誤ってデータ修正前の納税通知書をそのまま送付したものです。

3. 調査

納税通知書を印刷後にデータ修正を行った事案を調査した結果、同様の誤りが合計6件あったことが判明しました。

4. 対応

当該納税者に連絡し、謝罪するとともに通知書を差し替え、了承をいただきました。

5. 再発防止

事務処理手順を再確認し、複数の職員によるチェック体制を強化するなど再発防止に努めてまいります。



SDGs未来都市

舞鶴市 財務部 税務課（担当：濱上）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1027](tel:0773-66-1027)、[FAX:0773-63-9231](tel:0773-63-9231)
E-mail:zeimu@city.maizuru.lg.jp